（浄化槽推進室、放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室及び放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室）

第二十三条　廃棄物適正処理推進課に、浄化槽推進室、放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室及び放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室を置く。

2・3　（略）

4　放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。第六項において同じ。）の適正な処理の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

5　放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室に、室長を置く。

6　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室は、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係る事業の推進に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

7　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室に、室長を置く。

（浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室）

第二十二条　廃棄物適正処理推進課に、浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室を置く。

2・3　（略）

4　放射性物質汚染廃棄物対策室は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法に規定する廃棄物を除く。）の適正な処理に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

5　放射性物質汚染廃棄物対策室に、室長を置く。

（新設）

法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

7　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室に、室長を置く。

第二十四条～第二十八条　（略）

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

（新設）

第二十三条～第二十七条　（略）

その他告示

○外務省告示第二百三十五号

令和七年四月二十五日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十四日

外務大臣臨時代理　国務大臣　阿部　俊子

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億八千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使

フィリピン側　エンリケ・Ａ・マナロ外務大臣

○外務省告示第二百三十六号

令和七年六月二日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十四日

外務大臣臨時代理　国務大臣　阿部　俊子

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億二百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　義本博司在ガーナ大使

ガーナ側　ラムセス・ジョセフ・クレランド外務事務次官

○外務省告示第二百三十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月二十四日

外務大臣臨時代理　国務大臣　阿部　俊子

記

失効年月日　令和七年六月五日

発行年月日　平成二十九年三月八日

旅券番号　ＴＲ七八〇七八二六

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市鳴内字曽里一四九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町大山田上郷字原沢三九二の二

二　指定の目的　水源の涵養